

[事案 24-131] 損害賠償請求

・平成 25 年 2 月 27 日 裁定終了

※法人契約のため法人から申立てがあったもの。

<事案の概要>

契約時の募集人の説明義務違反を理由に、不法行為に基づく損害賠償を求めて申立てのあつたもの。

<申立人の主張>

募集人から将来の退職金や年金の代わりと勧誘され、契約者を法人として加入すると保険料の半分を損金処理できるとの説明を受け、顧問税理士と相談した結果、平成 3 年 8 月に年金保険（被保険者：代表取締役、死亡給付金受取人：被保険者の遺族、年金受取人：契約者）を契約した。しかしながら、平成 23 年 11 月頃、顧問税理士が死亡したため、新しい顧問税理士に本件契約について説明したところ、実際は保険料の半額を損金処理できる保険ではないことが判明したことから、説明義務違反を理由に支払保険料の半額の損害賠償を求める。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 法人が契約する個人年金保険契約に係る法人税の取扱いについては、国税庁長官の通達が存在し、それによれば、本件契約は、支払った保険料の 90% に相当する金額は資産に計上し、役員のみを被保険者としている場合、残額は当該役員の給与とする旨が定められているが、申立人が主張するような損金処理について定める法令、通達等は存在しない。
- (2) 当社から契約者（法人）に対し説明する際に使用する冊子にも、上記通達の定める内容に沿う記載がなされ、上記通達の引用もなされている。
- (3) 仮に募集人が顧客に対し保険契約の税務について説明する場合は、上記冊子に拠るのであり、上記冊子に記載がなく、上記冊子に反する内容の説明をすることがあり得ない。
- (4) 申立人は、募集人が申立人の税理士事務所に赴き同様の説明をした、経理処理についてメモを交付したなどとも主張するが、募集人が税務の専門家に対し税務処理について説明したり、経理処理についてのメモを交付する等ということはあり得ない。
- (5) 申立人の税理士事務所の職員も、当社からではなく、申立人の代表者から保険料の半額を損金処理できると言われたと発言している。

<裁判の概要>

裁判審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづいて審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

- (1) 両者の主張は、保険料の半分を損金処理できると説明したか否かの点で正面から対立しており、本件ではこのような説明がなされたか否かが争点となるが、募集時から 20 年以上も経過しているため十分に証拠がそろっておらず、募集人が誤った説明をしたことを客観的に裏付けることはできず、他方、募集人が誤った説明をしていないとの事実も同様に客観的に裏付けることはできなかった。
- (2) しかしながら、申立契約について募集行為が行われた当時、保険料の 90% に相当する部分は資産に計上し、残額は損金に算入する旨の通達があったことは明らかであり、相手方の冊

子にも、同通達と同内容が記載されている。この冊子は、募集時に、通常契約者（法人）に對して手交されるものであるから、申立契約の募集時においても、保険会社から申立人に対して手交されたことが推認でき、募集人が申立人に対し、口頭による説明だけではなく、この冊子を用いて申立契約の内容を説明したことが推認できることから、募集人が、本件契約の募集時において、冊子にも記載されている通達に基づく税務処理の方法とは異なり、あえて「保険料の半分を損金処理できる」旨、説明したと認めることは困難である。

- (3) さらに、申立人は、本件契約の内容について当時の顧問税理士に相談をし、その回答に納得したうえで、申立契約を締結したことが、申立書から窺うことができ、この点からも、募集人の説明に特段問題があったと推認することは困難である。
- (4) また、不法行為に基づき損害賠償請求をするためには、損害の発生が要件となるが、本件では、本来支払うべき税金を支払っておらず、後日支払いをしなければならなくなつたというものであるから、これを損害と認定することは困難である。